

## 《記入上の注意》

- ・補助金の対象者は女性任意継続被保険者及び35歳以上の女性被扶養者です。
- ・振込先は、正確に記入してください。
- ・組合が補助金の対象と認める検査項目以外の検査項目・二次検査費用・結果報告書の書類送料等の諸経費は、補助金の支払い対象になりません。
- ・請求書の添付書類は、お返しできませんので原本が必要なときはコピーをご提出ください。
- ・請求書の受付期限は**3月末日必着**としていますが、添付書類等が揃い次第なるべくお早めにお手続きください。

## 《補助金支給要件》

### 【補助金支給対象】

- ・この補助金制度は、組合が実施する健診以外の健診受診者に対し、補助金を支給します。
- ・原則として組合が実施する女性生活習慣病予防健診と同等の健診を独自に受診した場合に、その費用の一部を補助するものです。
- ・組合が実施する健診（千代田健診センターの健診・東振協委託健診等）を受診する（受診した）場合は、補助金の対象になりませんのでご注意ください。
- ・がん検診のみの実施は、補助金の対象なりません。

### 【補助金の対象検査項目】 \*腫瘍マーカー検査は対象外

問診・身体計測（身長、体重、腹囲）・視力・聴力・血圧測定・胸部X線・検尿・心電図・血液・胃部検査（X線、内視鏡、ペプシノーゲン、ABC検査）・便潜血反応・子宮細胞診・乳房診（超音波、マンモグラフィー、触診）

### 【添付書類】

1. 健康診査結果個人票（受診者同意のうえ添付・写し可）
2. 支払った費用にかかる領収書（明細および押印のあるもの・写し可）

### 【支給額】

下記の金額を上限とする実費額を支給します（消費税を含む）。

○乳がん検診…3,630円 ○子宮がん検診…3,390円 ○婦人科以外の健診…9,690円

### 【特定健診検査項目のデータ提供に関するお願い】

平成20年度から、健康保険組合では40歳から74歳までの組合員を対象として、「高齢者の医療の確保に関する法律」により特定健診の実施が義務化され、国へ報告することとなっています。

この法律の第27条「特定健康診査等に関する記録の提供」では、事業主が労働安全衛生法等に基づき健康診断を実施した場合、健康保険組合は40歳以上（当該年度末）の被保険者の健診（特定健診項目を含む）のデータを、事業主からご提供いただくことができることとなっています。このことにより、添付していただいた健診結果個人票のうち、特定健診該当者のデータについては、特定健診の報告に活用させていただきますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、「服薬歴」、「喫煙歴」、「既往歴」、「自他覚症状」についても特定健診の必須項目であるため、厚労省より関係団体長を通じ聴取徹底と保険者へのデータ提供協力依頼がされており、このデータ提供についてもご理解を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、「服薬歴」、「喫煙歴」、「既往歴」、「自他覚症状」の聴取が行われなかった場合、直接被保険者個人又は医療機関へ照会をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

### 【個人情報の利用目的】

組合は、がん検診補助金支給の確認書類として添付される健診結果個人票を、補助金支給に際しての確認書類として活用することに併せて、40歳以上の被保険者については「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診の提供データとして活用すること及び、特定保健指導の対象者を抽出すること以外には利用しません。